

改正

昭和57年9月29日条例第23号  
昭和59年7月10日条例第15号  
昭和59年12月26日条例第29号  
昭和61年3月31日条例第11号  
平成5年6月23日条例第21号  
平成6年6月28日条例第13号  
平成8年5月15日条例第12号  
平成12年12月25日条例第54号  
平成17年6月28日条例第21号  
平成17年12月19日条例第96号  
平成18年9月29日条例第99号  
平成19年3月27日条例第42号  
平成20年6月25日条例第28号  
平成23年3月31日条例第13号  
平成26年9月30日条例第24号  
平成29年6月28日条例第30号  
平成30年6月27日条例第32号  
平成31年3月29日条例第19号  
令和2年10月5日条例第32号

延岡市子ども医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児及び児童（以下「子ども」という。）の医療費の一部を助成することにより、子どもに係る疾病等の治療を容易にし、子どもの保健福祉の増進と健全な発育の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「児童」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（当該保険給付に係る医療が公費負担医療（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条第1項各号に規定する医療に関する給付をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合で、保険給付を受ける者が公費負担医療に係る負担金を負担すべきときは、当該負担金の額）をいう。

7 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院、診療所及び薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例に基づく医療費の助成の対象となる者(次条において「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する子どもとする。

(1) 延岡市に住所を有すること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、医療費の助成は行わない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)その他の法令等の規定により、医療の給付に係る一部負担金の負担を要しない子ども

(2) 延岡市重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和50年条例第19号)の規定により医療費の助成を受ける児童

(助成額)

第4条 市長は、受給資格者(次条の規定により受給資格証の交付を受けた助成対象者をいう。以下同じ。)のうち乳幼児が保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、保険医療機関等(2以上の診療報酬明細書が作成される場合にあつては、診療報酬明細書ごとにそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。)ごと、保険者ごと並びに入院及び入院外ごとに、それぞれその一部負担金に相当する額から1月につき350円を控除した額を助成するものとする。ただし、薬局において保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額を助成するものとする。

2 市長は、受給資格者のうち児童が保険医療機関等において入院外に係る保険給付を受けた場合(歯科以外の保険医療機関等において、診療時間以外の時間に保険給付を受けた場合を除く。)は、保険医療機関等(2以上の診療報酬明細書が作成される場合にあつては、診療報酬明細書ごとにそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。)ごと及び保険者ごとに、それぞれその一部負担金に相当する額から1月につき350円を控除した額を助成するものとする。ただし、薬局において保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額を助成するものとする。

3 市長は、受給資格者のうち児童が保険医療機関等において入院に係る保険給付を受けた場合は、保険医療機関等(2以上の診療報酬明細書が作成される場合にあつては、診療報酬明細書ごとにそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。)ごと及び保険者ごとに、それぞれその一部負担金に相当する額から1月につき1,000円を控除した額を助成するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、受給資格者に係る保険給付について、医療保険各法の規定に基づきそれぞれの保険者が定める付加給付を受けることができるとき、医療保険各法の規定に基づき高額療養費の支給を受けることができるとき、又は他の法令等の規定に基づく国若しくは地方公共団体の公費負担等があるときは、これらの給付等を受けることができる額を前3項の助成額から控除するものとする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、受給資格者に係る疾病等について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の規定による災害共済給付の給付を受けることができるときは、当該災害共済給付の給付対象である疾病等に係る医療費の助成は行わない。

6 第3項の規定にかかわらず、延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成20年条例第29号)の規定による医療費の助成の対象となる児童の入院に係る保険給付については、医療費の助成は行わない。

(受給資格証の交付申請)

第5条 この条例に基づき医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより第3条に規定する受給資格について市長の認定を受け、受給資格証の交付を受けなければならない。

(助成の方法)

第6条 この条例に基づく医療費の助成は、受給資格者の保護者に助成すべき額を保険医療機関等の請求に基づき当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 前項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする受給資格者の保護者は、受給資格者が保険医療機関等で保険給付を受ける際に、当該保険医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、受給資格者の保護者が既に保険医療機関等に一部負担金を支払っているとき、又は保険給付が療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費であるときは、当該保護者の申請に基づき、1月を単位として助成すべき額を当該保護者に支払うことにより、医療費の助成を行うものとする。

4 前項の申請は、受給資格者が保険医療機関等において保険給付に係る診療又は調剤を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(届出等の義務)

第7条 受給資格者の保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格者の保護者は、受給資格者が第3条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき、又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに市長に届け出るとともに、受給資格証を返還しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により、この条例に基づく医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 第4条第4項に規定する事由に該当する場合において、受給資格者の保護者が既に同条第1項から第3項までの規定により算出した額の助成を受けているときは、当該保護者は、同条第4項に規定する額を市長に返還しなければならない。

3 市長は、第三者の行為によって生じた疾病等について保険給付を受けた受給資格者の保護者がこの条例に基づく医療費の助成を受けた場合において、当該助成を受けた者が当該第三者から当該行為に係る損害賠償を受けたときは、当該助成を受けた者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行し同日において現に対象乳幼児である者に係る同日以降の入院医療費の助成について適用する。

(北方町及び北浦町の編入に伴う経過措置)

2 北方町及び北浦町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、北方町乳幼児医療費助成に関する条例(昭和49年北方町条例第3号。以下「北方町条例」という。)又は北浦町乳幼児医療費助成に関する条例(平成12年北浦町条例第31号。以下「北浦町条例」という。)の規定により交付された受給資格証は、この条例の相当規定により交付されたものとみなす。

3 編入日前に、北浦町条例の規定の適用を受けていた乳幼児に係る平成18年2月28日までの保険給付に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

4 前2項に規定するもののほか、編入日前に北方町条例又は北浦町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(北川町の編入に伴う経過措置)

5 北川町の編入の前日に、北川町乳幼児医療費助成に関する条例(平成12年北川町条例第29号。以下「北川町条例」という。)の規定により交付された受給資格証は、この条例の相当規定により交付されたものとみなす。

6 北川町の編入の前日に、北川町条例の規定の適用を受けていた乳幼児に係る平成19年3月31日の保険給付に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

7 前2項に規定するもののほか、北川町の編入の前日に北川町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和57年9月29日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の第4条の規定は、昭和57年10月1日以後の診療に係る入院医療費から適

用し、同日前の診療に係る入院医療費については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年7月10日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月26日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、昭和61年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までの間において3歳であった対象乳幼児の当該期間に受けた保険給付に係わる助成については、なお従前の例による。

附 則（平成5年6月23日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の延岡市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、平成5年4月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成6年6月28日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の延岡市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、平成6年4月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成8年5月15日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の延岡市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、平成8年4月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第54号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。

- 2 改正後の延岡市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月28日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の延岡市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月19日条例第96号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第99号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（延岡市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の延岡市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の

日（以下「施行日」という。）以後に受ける保険給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月27日条例第42号）

この条例は、平成19年3月31日から施行する。

附 則（平成20年6月25日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項の規定は、平成20年10月1日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第2条第1項の改正規定に限る。）は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の延岡市乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、平成27年4月1日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月28日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第2項の規定は、平成29年12月1日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月27日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の延岡市乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例中第1条及び附則第2項の規定は平成31年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の延岡市乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の延岡市乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、平成32年4月1日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和2年10月5日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の延岡市子ども医療費助成に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後に受けた診療又

は調剤に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた診療又は調剤に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

- 3 延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成20年条例第29号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(延岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

- 4 延岡市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第45号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

# 宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱

昭和49年4月1日  
福祉保健部こども政策課

(趣旨)

第1条 県は、乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するとともに乳幼児の福祉の向上を図るため、予算で定めるところにより乳幼児の医療費助成事業を行う市町村に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金所要額調書とする。

(申請の取下げのできる期間)

第4条 規則第8条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定の通知を受領した日から10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第5条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

(状況報告)

第6条 規則第11条の規定による状況報告は、指定する日現在における遂行状況を、子育て支援乳幼児医療費助成事業遂行状況総括表により、指定する期日までに行わなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 歳入歳出決算(見込み)書

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた市町村長は、この補助事業に係る書類を整備し、当該年度終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた市町村長が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 事業の執行が著しく適正を欠くと認められたとき。
- (3) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、

その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年8月13日から施行する。ただし、別表及び別記様式第1号の改正規定中1人当たり月額控除単価に係る部分は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定（別表及び別記様式第1号の改正規定中1人当たり月額控除単価に係る部分は除く。）は、昭和57年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年1月20日から施行する。ただし、別表の改正規定中3歳に達する日の属する月の末日までの者に係る部分は、昭和61年4月1日から、児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額を越えない者に係る部分は、同年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定により補助対象経費とされている昭和60年度中に3歳児である乳幼児の保険給付に係る助成については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。
- 2 改正後の宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年1月1日から施行し、平成12年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 改正後の宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町



村助成経費については、なお従前の例による。

- 3 改正後の宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定に基づく市町村の条例の施行が平成13年1月2日以降である場合、条例の施行日以後に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度の予算に係る宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。
- 2 改正後の宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

援乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

- 2 改正後の宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に医療機関において受診した幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費については、なお従前の例による。ただし、3歳以上の者の入院外に係る医療費については、平成20年10月1日以後に医療機関において受診した幼児に係る医療費についての市町村助成費について適用する。

- 3 宮崎県子育て支援幼児入院医療費助成事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日定め）は廃止する。ただし、平成19年度の予算に係る宮崎県子育て支援幼児入院医療費助成事業費補助金交付要綱の規定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、平成21年度の予算に係る宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行し、平成24年度の予算に係る宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

別表（第2条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助額
(1) 医療費助成金 次の各号の条件をすべて満たす乳幼児の医療費に係る一部負担金について、市町村が現物給付により助成する場合における当該助成に要する経費 ア 小学校入学前まで（6歳に達する日以後最初の3月31日まで）の者であること。ただし、	(1) 医療費助成金 入院、入院外の区分ごとに次の算式による算定した額の合計額 $A - B - C$ A：乳幼児の医療費に係る一部負担金の年間合計額 B：自己負担額の年間合計額 C：社会保険各法による高額療養費及び附加給付額年間合	第2欄のそれぞれに定める補助基準額に2分の1を乗じて得た額。ただし、それぞれにおいて、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。

<p>3歳以上（3歳に達する日の属する月の翌月以後）の者の入院外に係る医療費については、その者の保護者が次の要件に該当していること。</p> <p>児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「改正前の法」という。）附則第7条第1項の規定による給付を受けることができる者であって、前年の所得（1月から5月までの月分については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、460万円（扶養親族等及び児童があるときは、460万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額）を超えないもの又は改正前の法附則第8条第1項の規定による給付を受けることができる者であって、前年の所得が、532万円（扶養親族等及び児童があるときは、532万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額）を超えないものであること。</p> <p>イ 社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の法令により、国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担されている者でないこと。</p> <p>(2) 審査支払手数料 現物給付により助成する場合、その審査支払に要する費用</p>	<p>計額</p> <p>(2) 審査支払手数料 別に通知した1件当たりの額に件数を乗じた額</p>	
---	--	--

## 備考

1 「現物給付」とは、宮崎県内の保険医療機関及び市町村が指定する宮崎県外の保険医療機関で助成条件を満たす者が医療を受けた場合に、市町村がその者に代わり保険医療機関に助成対象医療費を支払うことをいう。ただし、助成条件を満たす者が、市町村が指定していない宮崎県外の保険医療機関で医療を受けた場合並びに療養費及び家族療養費に係る医療を受けた場合で、市町村がその者に助成した経費についても補助対象に含めることとする。

2 「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 地方公務員等共済法（昭和37年法律第152号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

3 「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき保険診療分に係る額をいう。なお、「保険給付」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費
- (2) 社会保険各法に規定する被扶養者にあつては、前号に掲げる保険給付を受ける者が負担すべき保険診療分に係る額をいう。

4 「自己負担額」は、薬局を除き、1診療報酬明細書につき350円（3歳以上の者の入院外医療費にあつては800円）とする。ただし、県の定める額を超えて自己負担額を設定している市町村にあつては、その額とする。